

市民オンブズマンわかやま

ニュース NO108

発行責任者 畑中 正好

発行日 2014年1月19日

連絡先 和歌山市十二番丁10番地 和歌山合同法律事務所内

TEL 073-433-2241 FAX 073-433-2767

http://www.naxnet.or.jp/~wa_obz/ Eメール wa_obz@naxnet.or.jp

新年おめでとうございます

編集部座談会

今年もよろしくお祈りします



地方行政監視する

アンテナ高く掲げて

明けましておめでとうございます。

新しい年を迎え、みなさんいかがお過ごしでしょうか。

本年も、地方行政を監視するアンテナを高く掲げ、一層奮闘致しますので、みなさんのご支援、ご協力をよろしくお祈りします。

阪谷 みなさん、おめ

でとうございます。

本年もどうぞよろし

くお祈りします。

井上 畑中 迫間

おめでとうございます

です。

阪谷 全国大会には、

私の妻と松井さん、

それに芝野友樹弁護

士らで参加してきました。

畑中

みなさんでフォ

ローしていただき、

心より感謝していま

す。幸か不幸か、戻

ってきましたので、

これからまたがんば

ります。

井上 出馬表明したの

が8月18日でした。

迫間 知名度も組織的

力量にも大きな差があつたのに、よく決断されました。

畑中 はい。出馬要請

受けたとき、戦争す

る国にさせてはいけ

ないという思いを募

らせていましたので、

勝ち負けを超えて承

諾しました。

井上 特定秘密保護法

の強行可決や、集団

的自衛権行使を容認

する閣議決定などに

直面したから、です

ね。

畑中 そうです。

阪谷 私は、妻と畑中

さんのお話し聞きに

演説会にも行きました。

畑中 最初の頃は反応

が鈍かったですが、

中盤から、今の知事、

原発や消費税などの

対応が許せない、も

う変えなきゃ、がん

ばって、などという

諦めないで 実現願っています

「戦争する国にしない」という県政

声がかかるようになってきました。

井上 そうでしたか。

畑中 最後の頃には、声援も多くなり、手応えも十分感じられました。結局、官僚知事の3選を阻止できませんでしたが、戦えたことに誇りと喜びをいただきました。

阪谷 憲法を生かし「戦争する国にしない」ということを鮮明にする県政に、畑中さんで、是非、実現させて欲しいと、願っていました。これからもがんばって下さい。

迫間 諦めない気持ち持

ち続けければ、負けはないですから。

井上 そうですよ。それに「原発ゼロ」もです。

畑中 たくさんのご声援に、はげまされています。選挙戦で主張してきた要求の実現には、

今後とも力尽くします。

また、オンブズマンや憲法を生かす活動にも尽力します。



特定秘密保護法

廃止の声 あげ続けよう

阪谷 私達市民オンブズ

も廃止を求めている特定秘密保護法が昨年末に施行され、いよいよ動き出しました。

迫間 指定した特定秘密

が、昨年末現在で計382件にのぼると報道されています。今後

畑中 1件の指定の意味

は、カテゴリー(分類)ごとすなわち、たくさん文書が入っている箱を指定しているよう

な大きくくりです。

井上 大きくくりでは、何でも入れられそうで、秘密でないものを入れられていても、闇のなかだ。

阪谷 そう言う危険は十分に考えられます。

畑中 それもそうですが重大な危険は、この法律が戦争する国にしていくための役割を担っていることです。官邸主導で決定した外交・軍事政策を国民に説明せず闇の中に隠すことができるからです。

迫間 制定され、動きだすと、諦観感が生まれませんか。

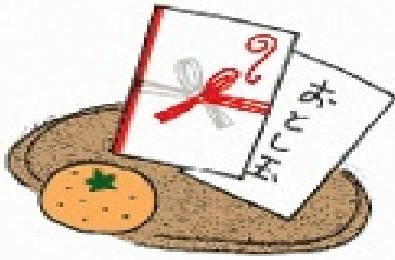
阪谷 それは否定し難い。しかし、全国でも廃止を求める声は強く、オンブズマンの全国大会でも、「秘密保護法」の規制を打ち破ることを議論し、不開示と闘うと決議しまし

た。

畑中 情報公開に逆行し
危険な法律だけに、廃
止を簡単に諦めてはい
けません。

井上 廃止を求め続ける
ことが大事ですね。

畑中 そうです。粘り強
く、私達も声を上げ続
けましょう。



控訴した県議政務調査費判決

3744万円全額の違法を求めて

阪谷 畑中さんが知事選
を戦っている間に、政
務調査費訴訟の和地裁
判決がありました。

畑中 ええ。10月24日
でした。私も、その日は
出廷しました。

大事な判決でし
たから。

井上 阪本弁護士
も畑中さんも、
非常にきびしい
判決だと言って
ませんでしたか。

畑中 はい、請求額の約
4割の違法が認められ
ましたので、その点は
喜んでいるのですが、
結構、厳しい判決とい

うか許し難い判決と考
えています。

阪谷 確認しますと、一
人288万円ですか、一
06年度当時の13県議が
支出した政務調査費合

計3744万円が違法
であるとする請求でし
た。

井上 許せないというの
は、約6割の違法が認
められていないからで
すか。

一審判決の問題点

領収書等裏付け証拠の 提出ない支出も免責

提出ない支出も免責

畑中 金額でいえばそう
なりますが、その理由
の裁判では、議員らの
支出を裏付ける領収書
等の証拠資料を各種議
連以外の支出は一切提
出していませんでし
た。

畑中 そうです。

にもかかわら
ず、判決はこれ
を免罪していま
す。領収書等の
保存期間の規定
が3年であるこ
とを拠り所に、その期
間を過ぎた提訴である
ことから、その責任を
免罪しているのです。

井上 第1に。
畑中 支出を裏付ける領
収書等の問題です。
井上 そういえば、今回

阪谷 それは支出の透明
化に反するので、領収



書を提出しない側に、支出の裏付けを証明しない側に責任を負わせるべきではありませんか。

井上 領収書等がなくても許されるのは、市民感覚にあわない。それに、保存期間が3年は短い。他の都道府県の規定に5年というのもあったのではないですか。

畑中 この領収書等の問題をこのまま認めてはな

一審判決の問題点

事務所の併用と按分及び立証責任の判断おかし

知らない、言えませんか。みなさん。

迫間 そりゃー、そうですねよ。

阪谷 分かりました。第2は？

畑中 事務所の併用と支出の按分および立証責任の点です。

知事側が負うということでした。

阪谷 この裁判でも事務所の併用を立証していいんじゃないですか。

井上 そうですよ。そうすると、立証責任は相手方になりますね。

畑中 そうです。それなのに、その立証責任を相手方に負わせたのは支出項目が9項目あるうち確定判決と同じ事務所費等の3項目にかかわせていないのです。

迫間 え、それはおかし

畑中 でしょう。項目が違うと言っても同じ政

務調査費の支出です。分けられるものではないのです。

阪谷 適正に支出したことの立証責任が相手方にあるとなれば、領収書の保存期間は問題にならないといえませんか。

畑中 そういうことです。それに、立証責任を相手方に負わせた3項目の支出について、問題があります。

井上 立証責任を負わせる以上、裏付けがなければ、その支出はすべて違法ではありませんか。

畑中 と考えるのが自然でしょう。しかし、判決は按分しているのです。

迫間 それはおかし

畑中 でしょう。畑中 他にも問題点ありますか。

阪谷 判決は、また、各種議員連盟の会費についても、違法性を否定しました。

井上 議連は、要望あるいは陳情が殆どではないですか。

畑中 そうですよ。それらは調査研究活動ではないのです。また、会派の議連もありました。会派の議連は会派の施策の実現を求めるものです。

阪谷 それは調査研究ではありませんね。

畑中 そうです。そういうことから控訴をしたのです。

井上 判決の数日後に、官僚知事が記者会見で筋違いなコメントをしていました。

畑中 はい、私も知っています。

阪谷 それは私達に対する批判で、13人の一部議員のみを対象にしていたことに對し、行政だとこんな不公平なこととはしない、とか言っていました。筋違いいも甚だしい。

迫間 ごもつともです。

畑中 13人に絞つたことを不公平だと思ふのなら、官僚知事あなたも他の議員

に對して訴えれば済むことです。そもそも、私達の訴訟は、知事がないから、私達住民が裁判に訴えているのです。その時に、対象の人を絞り込んで訴えたとしても、何ら非難されることはありません。井上 そうですよ。全議員に等しく裁判するといふのであれば、私達

を批判するのではなく、残る議員については、是非、官僚知事が行うべき筋の話です。畑中 とりわけ、先の確定判決で違法が認められた39人のうち今回の

事が負うことになりま。す。だから、知事が自分の責任を棚にあげて批判したと言えます。阪谷 言つてほしいとは思いませんが、一部にしろ、違法が認めさせ

追及の中心になりますね。畑中 そうです。それに、先ほど話にあがった違法が推認できる残る26人について、これをどうするか、という問題

費支出で。迫間 そうすると、まず、調査対象の絞り込みですか。畑中 ですね。いろいろとご意見下さい。阪谷 それでは、今年も監視のアンテナを高く掲げて、みんなががんばりましょう。

一 審判決の問題点

各種議員連盟会費

の判断もおかしい

判決の対象は13人です。だから、26人が対象になつていず、その人達の違法も推認できません。

たのですから、「よく追及してくれた」という言葉があつたとしても、非難をされるいわれは全くない。

井上 その人達のことを言っているのでしょうか。

畑中 言えてます。迫間 ところで、控訴審は、始まりましたか。

畑中 そうではないかも知れませんが、でも、先の判決が確定している請求をする責任は知

畑中 第1回が2月17日午後1時15分からの予定です。阪谷 まだまだ今年も、県議政務調査費問題が

畑中 調査活動を旺盛にやろうと思つています。政務調査費以外の公

井上 その他には？



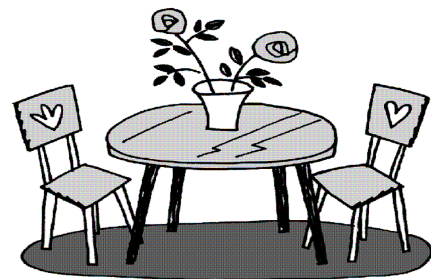
当面の予定

- 1月19日 PM 4:00 ~
ニュース発送作業日
- 1月28日 PM 6:00 ~
第5回全員会議
- 2月17日 PM 1:15 ~
県議政務調査費違法支出金返
還請求住民訴訟(大阪高裁)
- 2月23日 PM 4:00 ~
編集会議
- 3月16日 PM 4:00 ~
ニュース発送作業日
- 3月25日 PM 6:00 ~
第6回全員会議

裁判情報

県議・政務調査費違法支出金 返還請求住民訴訟

控訴審の第1回の期日が2月17日PM
1時15分に指定されました。いよいよ控
訴審がはじまります。場所は大阪高裁で
す。



次回会員会議のご案内

日時 1月28日(水)午後6時～

場所 和歌山合同法律事務所・会議室

こぞってご参加下さい